

原議保存期間	5年(令和13年3月31日まで)
--------	------------------

佐 本 人 少 発 第 8 3 号
令 和 7 年 5 月 1 3 日

各 所 属 長 殿

有 効	令和13年3月31日まで
人身安全関連	

生 活 安 全 部 長

人身安全関連事案における被害者等の安全確保を最優先とした対処の徹底について（通達）

神奈川県において発生した死体遺棄事件に関し、今月3日、神奈川県警察において、遺体で発見された女性と断続的に交際を行っていた被疑者が逮捕されたところであるが、昨年6月以降、女性やその家族からの相談を受けてきたにもかかわらず、結果として重大な事案に発展したことを重く受け止め、一連の対応状況について検証作業が開始されたところである。

人身安全関連事案については、認知した段階では危害が加えられる危険性や切迫性を正確に把握することが困難である一方、事態が急展開して重大事件に発展するおそれが極めて高いことから、相談者やその関係者の心情に寄り添いつつ対応を行い、被害者等の安全確保を最優先に対処することが肝要である。

各位にあっては、このような考え方を踏まえ、発出されている「人身安全関連事案への対処体制等について（通達）」（令和6年6月13日付け佐本人少発第170号ほか）等を再度確認の上、警察本部及び警察署が緊密に連携し、被害者等の安全確保を最優先とした対処が確実に実施されるよう、改めてその趣旨を徹底されたい。